



## 働くもののいのちと健康を守る労働局要請 いの健神奈川の行動に8組合・団体が結集

いの健神奈川（働くもののいのちと健康を守る神奈川センター）は、7月21日10:00から神奈川労働局に「2023年度働くもののいのちと健康を守る要請行動」を行いました。

この日の行動には、いの健神奈川の鈴木事務局長の他、神奈川労連の神田事務局長次長、神奈川県建設労連の金澤さん、神奈川県医労連の柏木さん、神奈川県自治労連の水戸川さん、神奈川県立障害児学校教職員組合の三本木さん、港湾労働組合の戸倉さん、神奈川県民医連の岡さん、建交労神奈川県南支部・赤羽の8労働組合・団体が参加しました。



労働局に要請書を渡す神奈川労連・神田事務局長次長

要請内容は、**I. 労災保険のメリット制**、**II. 長時間労働の規制強化**、**III. 被災者の立場に立った労働行政**、**IV. 誰もが安心して働ける労働対策**、**V. 技術革新と労働形態の変容に対応する対策**、**VI. アスベスト被害の救済・根絶**、**VII. 神奈川県の労働行政の充実・強化の課題に関わる全88項目の多岐にわたるものです。**

この要請項目に対して労働局側は、回答できない内容（本省に伝える）を除いて出席した8名の各担当官が一つひとつ丁寧に答えたあと意見交換に移り各組合・団体から意見や要望を伝えて予定時間の1時間30分が経過しました。

建交労からは、建交労全国トラック部会と中央運輸労使協議会が実施したトラック事業者とトラック労働者のアンケート結果に触れながらトラック現場の苛酷な実態が一向に改善されない現状を訴えて、これを打開するには、荷主・元請け企業と実運送事業者との公正取引の実現が不可欠であることを指摘しました。



第2合同庁舎で労働局への要請に臨む各組合・団体の仲間

また、その課題で折しもこの日に国交省が荷主・元請け企業の対策として創設した「**トラックGメン162名**」の活動を実効あるものにするには厚労省を含む関係省庁・団体との連携強化が欠かせないことを強調して発言をまとめました。